いじめの対応の流れ

発見

・全ての教職員は、教育活動のあらゆる場面において**「いじめやいじめの疑いがある状況」**を発見した場合、速やかに**教頭に報告**する。

◎方法

日常の観察、アンケート調査、教育相談、生徒や保護者からの連絡　等

情報収集

＜いじめ対策委員会＞

・委員長（校長）の指示の下、委員会を開催。
・教職員から報告のあった全ての事案に対し、事実確認の方策、聴き取りを行う教職員の選定等について協議する。

＜聴き取りを行う教職員＞

・被害・加害・関係生徒等への事実確認を行い、把握した情報をいじめ対策委員会に報告する。

◎把握すべき情報

・【時間・場所】　いつ、どこで
・【関 係 人 物】　誰が、誰から
・【内　　容】　どのような発言や行為か
・【要因・背景】　なぜか
・【状　　況】　現在も続いているか

○被害・加害・関係生徒それぞれ、個別に同時進行で確認
○事実確認と指導を明確に区別する

＜いじめ対策委員会＞

・報告内容の整理・共有

方針決定

＜いじめ対策委員会＞

・いじめの認知判断　※「いじめの定義」をもとに判断

認知した

いじめではない

○収集した情報は確実に保管
○引き続き関係生徒を注意深く見守る。

・対応方針の決定
　※生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
・指導体制の編成
　※いつ、誰が、どのように対応するのか

＜職員会議等＞

・情報の共有
・対応方針や指導体制の共通理解

組織的かつ迅速な対応への理解・協力

対応

被害・加害生徒への対応

保護者等への報告・連携

教育委員会への報告・連携

関係機関との連携（児相・警察等）

解消

＜いじめ対策委員会＞次の要件を基準として、いじめの状況について協議し、最終的に校長が「いじめの解消」について判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも３ヶ月を目安）
②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者等に対し、面談等で確認）